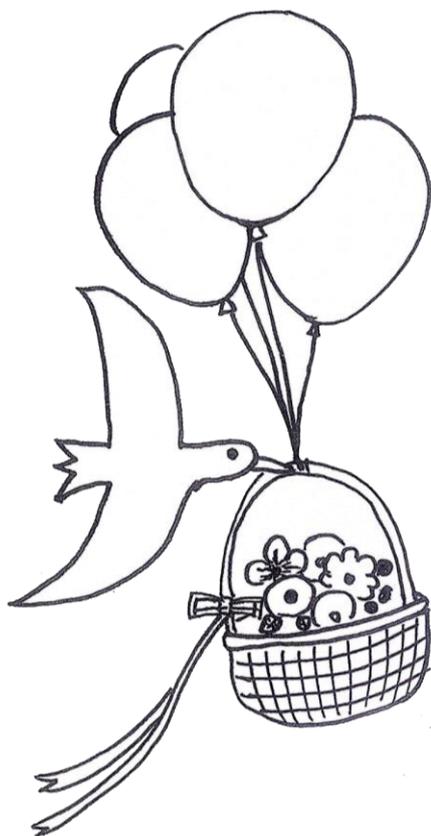


資料編



資料編

1. 立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議

[1] 立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議条例

平成27年7月1日条例第37号

立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議条例

(設置)

第1条 夢育て・たちかわ子ども21プランを推進し、もって子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちづくりに寄与するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 会議は、次の各号に掲げる事項について処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第4条 会議は、委員27人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 子どもの保護者 2人以内
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業等に従事する者 7人以内
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 3人以内
- (4) 子ども・子育て支援に関する市民団体等の代表者 5人以内
- (5) 市内の事業主を代表する者 1人
- (6) 市内の労働者を代表する者 1人
- (7) 公募市民 8人以内

2 前項第7号に掲げる委員のうち、5人以内において子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。以下同じ。）の委員を置くことができる。この場合において、子どもの委員は、専ら法第77条第1項第3号及び第4号に掲げる事項について意見を述べることができる。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第9条 会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長の指名によって定める。

3 部会に部会長を置き、部会の委員のうちから互選により定める。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

[2] 諮問文書



立子推第2000号
平成30年10月25日

夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議 会長 殿

立川市長 清水 庄平

第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン(素案)の策定について(諮問)

本市は、平成17年度より、子どもに関する総合計画として「夢育て・たちかわ子ども21プラン」を策定し、市民をはじめ、様々な関係機関と協働・連携して、地域における子ども・子育て支援の推進に取り組んできました。

この度、平成31年度に第3次プランの計画期間が終了するため、32年度から36年度までの5年間を計画期間とする第4次夢育て・たちかわ子ども21プランを策定いたします。第4次プランは、立川市第4次長期総合計画後期基本計画の子ども・子育てに関する個別計画として位置付け、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画等を包含するものとします。

つきましては、この第4次プランが本市の子ども及び子育て家庭の実情に沿ったものとなるよう、児童福祉や教育をはじめとした広範な分野の立場からご協議いただきたく、夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議条例第3条の規定に基づき諮問いたします。

以上

[3] 答申文書



令和2年1月29日

立川市長 清水 庄平 殿

夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議
会長 山中 ゆう子

「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン(素案)」の策定について(答申)

平成30年10月25日付立子推第2000号により、貴職から諮問のあった標記の件について、協議を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

なお、子どもの貧困対策の着実な実施、及び子どもの権利条例の検討について、今後取り組まれるよう要望いたします。

〈夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議〉

会 長	山中 ゆう子*	委 員	井村 良英*	委 員	進藤 祐貴子
副会長	米原 立将*	委 員	小畑 くるみ	委 員	丹野 日和
副会長	安部 芳絵*	委 員	唐亀 康司	委 員	角田 健太朗
委 員	赤瀬 瞳*	委 員	川手 芳尚	委 員	藤本 知香*
委 員	飯野 結香*	委 員	栗原 一雄	委 員	松本 零*
委 員	石井 直行	委 員	畔田 世紀子	委 員	水野 夏美*
委 員	石川 拓海*	委 員	坂下 香澄*	委 員	宮田 章子
委 員	井土 満	委 員	佐藤 奈々	委 員	横内 幸子*
委 員	伊藤 梓*	委 員	佐藤 米子*	委 員	吉田 祐太

*コラム執筆者

[4] 委員名簿

① 第2期夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議

任期:平成29(2017)年10月17日～令和元(2019)年10月16日

委員名	ふりがな	区分	備考
田中 史子	タカ フミコ	(1)子どもの保護者	
藤本 知香	フジモト チカ		
井上 和子	イノウエ カズコ	(2)子ども・子育て支援に関する事業等に従事する者	家庭的保育事業 りとる保育室
井村 良英	イムラ ヨシヒデ		認定特定非営利活動法人 育て上げネット 若年支援事業部HR担当部長
畔田 世紀子	カタタ セキコ		立川市私立幼稚園協会 立川幼稚園園長
小林 邦子	コバヤシ クニコ		立川市立小学校長会 第九小学校校長 (～平成30(2018)年3月31日)
井土 満	イツチ ミツル		立川市立小学校長会 若葉台小学校校長 (平成30(2018)年4月1日～)
常盤 隆	トキワ タカシ		立川市立中学校長会 立川第二中学校校長 (～平成30(2018)年3月31日)
唐亀 康司	カラカメ ヤスシ		立川市立中学校長会 立川第一中学校校長 (平成30(2018)年4月1日～)
野村 哲	ノムラ テツ		立川市法人立保育園園長会 会長 富士見保育園園長
早川 郁子	ハヤカリ イクコ		社会福祉法人 立川市社会福祉協議会
安部 芳絵	アベ ヨシエ		(3)子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
宮田 章子	ミヤタ アキコ	医療法人社団さいわいこどもクリニック理事長	
米原 立将	ヨネハラ タツマサ	流通経済大学講師	
石井 直行	イシイ ナオキ	(4)子ども・子育て支援に関する市民団体等の代表者	青少年健全育成地区委員長連絡会 副会長
坂下 香澄	サカタ カスミ		チャイルドラインたちかわ 副代表
佐藤 米子	サトウ ヨネコ		たまがわ・みらいパーク企画運営委員会
中村 ひとみ	ナカムラ ヒトミ		立川市手をつなぐ親の会
山中 ゆう子	ヤマナカ ユウコ		子育て・いれかわりたちかわ実行委員会 代表
栗原 一雄	クリハラ カズオ	(5)市内の事業主を代表する者	立川市商店街振興組合連合会 常任理事
高原 麻子	タカハラ アサコ	(6)市内の労働者を代表する者	IKEA 立川スタッフプランニングマネージャー
小川 素直	オガワ スナオ	(7)公募市民	
進藤 真莉恵	シントウ マリエ		
田中 美保	タカ ミホ		
飯田 飛鳥	イタダ アスカ	(7)公募市民(子ども)	高校生
上原 明日香	ウエハラ アスカ		高校生
齋藤 陽璃	サイトウ ヒナリ		高校生
丹野 日和	タノ ヒヨリ		中学生
松本 零	マツモト レイ		高校生

(区分順、五十音順、敬称略)

(学年・肩書き等は平成30(2018)年4月1日現在)

② 第3期夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議

任期:令和元(2019)年10月23日～令和3(2021)年10月22日

委員名	ふりがな	区分	備考
赤瀬 瞳	アカセ ヒトミ	(1)子どもの保護者	(令和元(2019)年11月13日～)
藤本 知香	フジモト チカ		
井土 満	イツチ ミツル	(2)子ども・子育て支援に関する事業等に従事する者	立川市立小学校長会 若葉台小学校校長
井村 良英	イムラ ヨシヒデ		認定特定非営利活動法人 育て上げネット 若年支援事業マネージャー
小畑 くるみ	ホバタ クルミ		立川市法人立保育園園長会 けやき台さくら保育園園長
唐亀 康司	カラカメ ヤスシ		立川市立中学校長会 立川第一中学校校長
畔田 世紀子	ワタナベ セキコ		立川市私立幼稚園協会 立川幼稚園園長
佐藤 奈々	サウ ナナ		家庭的保育事業 はなのめ保育室
進藤 祐貴子	シントウ ユキコ		社会福祉法人 立川市社会福祉協議会
安部 芳絵	アベ ヨシエ		(3)子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
宮田 章子	ミヤタ アキコ	医療法人社団さいわいこどもクリニック理事長	
米原 立将	ヨネハラ タツマサ	流通経済大学准教授	
石井 直行	イシイ ナオキ	(4)子ども・子育て支援に関する市民団体等の代表者	青少年健全育成地区委員長連絡会
坂下 香澄	サカタ カスミ		チャイルドラインたちかわ 副代表
佐藤 米子	サウ ヨネコ		たまがわ・みらいパーク企画運営委員会
水野 夏美	ミズノ ナツミ		立川市手をつなぐ親の会 会長
山中 ゆう子	ヤマナカ ユウコ		子育て・いれかわりたちかわ実行委員会 代表
栗原 一雄	クリハラ カズオ	(5)市内の事業主を代表する者	立川市商店街振興組合連合会 常任理事
川手 芳尚	カワテ ヨシヒサ	(6)市内の労働者を代表する者	連合三多摩・多摩中央地区協議会 事務局次長 (令和2(2020)年1月17日～)
飯野 結香	イノ ユカ	(7)公募市民	
松本 零	マツモト レイ		
横内 幸子	ヨコウチ サチコ		
石川 拓海	イシカワ タクミ	(7)公募市民(子ども)	中学生
伊藤 梓	イトウ アズサ		中学生
丹野 日和	タノ ヒヨリ		中学生
角田 健太郎	ツノダ ケンタロウ		中学生
吉田 祐太	ヨシダ ユウタ		中学生

(区分順、五十音順、敬称略)

(学年・肩書き等は令和2(2020)年1月17日現在)

[5] 会議経過

① 第2期夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議

平成30 (2018) 年度	第6回	10月25日	<ul style="list-style-type: none"> 第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン(素案)の策定について(諮問) 市民意向調査の実施について 「こどもとおとなのほしあい in 市議会議場」の実施について(報告) 第4次長期総合計画後期基本計画検討委員の推薦について
	第7回	11月20日	<ul style="list-style-type: none"> 市民意向調査の実施について 第3次夢育て・たちかわ子ども21プラン 平成29(2017)年度の進捗について
	第8回	3月7日	<ul style="list-style-type: none"> 委員の任命について 教育・保育の利用定員について 市民意向調査の結果(速報)について 第3次夢育て・たちかわ子ども21プラン 平成29(2017)年度の進捗について(前回の続き)
平成31 (2019) 年度	第9回	5月15日	<ul style="list-style-type: none"> 委員の任命について 市民意向調査の報告について 第3次夢育て・たちかわ子ども21プラン 現計画の総括と市民意向調査の検証
	第10回	5月29日	<ul style="list-style-type: none"> 委員の任命について 今後のスケジュール 市民意向調査の報告について(前回の質問等) 第3次夢育て・たちかわ子ども21プラン 現計画の総括と市民意向調査の検証(前回の続き)
	第3回 企画部会	7月3日	<ul style="list-style-type: none"> 第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン策定について 第11回(7/10)推進会議について 推進会議委員の改選について
	第11回	7月10日	<ul style="list-style-type: none"> 長期総合計画、個別計画について 第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン策定について 市民意向調査報告書の修正について 推進会議委員の改選について
	第12回	9月4日	<ul style="list-style-type: none"> 「中学生の主張大会」団体審査員の推薦について 第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン策定について 推進会議委員の改選について

② 第3期夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議

平成31 (2019) 年度	第1回	10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの推進会議について ・第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン策定について
	第2回	11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・量の見込みと確保方策 ・第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン策定について ・コラムについて
	第1回 企画部会	12月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・施策案（取組項目）の検討 ・素案の検討 ・コラムについて ・第3回（1/17）推進会議について
	第2回 企画部会	12月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・施策案（取組項目）の検討 ・素案の検討 ・コラムについて ・第3回（1/17）推進会議について
	第3回	1月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン（素案）について

[6] 立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議条例施行規則

○立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議条例施行規則

平成27年7月30日規則第42号

立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議条例（平成27年立川市条例第37号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(部会)

第2条 条例第9条第1項の規定による部会の設置は、会長が立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議（以下「会議」という。）に諮って定める。

2 条例第6条第2項及び第7条の規定は、部会について準用する。この場合において、条例第6条第2項並びに第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、条例第6条第2項及び第7条中「会議」とあるのは「部会」と、条例第7条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(会議録)

第3条 会長及び部会長は、会議録を調整し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 付議した事項及び審議の概要
- (4) その他必要と認める事項

(委員の報酬)

第4条 委員の報酬は、立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）別表の規定により、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第6条第1項に規定する会長 日額 14,200円
- (2) 条例第5条第1項各号に規定する委員（ただし、前号に掲げる会長及び条例第5条第2項に規定する子どもの委員を除く。） 日額 10,800円
- (3) 条例第5条第2項に規定する子どもの委員 日額 2,000円

(委任)

第5条 この規則の施行に係る会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

2. 夢育て・たちかわ子ども21プラン推進本部設置要綱

① 夢育て・たちかわ子ども21プラン推進本部設置要綱

平成15年5月1日要綱第16号

改正

平成21年4月1日要綱第42号

平成25年4月30日要綱第88号

平成27年4月1日要綱第95号

夢育て・たちかわ子ども21プラン推進本部設置要綱

(設置)

第1条 「夢育て・たちかわ子ども21プラン」(以下「子ども21プラン」という。)を策定し、子ども21プランを総合的に推進するため、夢育て・たちかわ子ども21プラン推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 子ども21プランの策定に関する事。
- (2) 子ども21プランの総合的推進に関する事。
- (3) その他本部長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長を充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長を充てる。
- 4 本部員は、別表第1に定める者を充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、立川市副市長の事務分担規則(平成19年立川市規則第76号)第2条第1号に規定する副市長(以下「本部担当副市長」という。)、同条第2号に規定する副市長、教育長の順序によりその職務を代理する。
- 3 本部員は、推進本部の事務に従事する。

(会議)

第5条 推進本部は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 推進本部は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(検討委員会)

第6条 推進本部に付議する事案及び推進本部で決定した事項の実施について必要な事項を検討するため、検討委員会を置く。

- 2 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長は、本部担当副市長を充てる。
- 4 委員長は、検討委員会を代表し、検討委員会の事務を総理する。
- 5 副委員長は、子ども家庭部長及び教育部長を充てる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、子ども家庭部長、教育部長の順序によりその職務を代理する。
- 7 委員は、別表第2に定める者を充てる。

- 8 委員は、検討委員会の事務に従事する。
9 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第7条 推進本部及び検討委員会の庶務は、子ども家庭部子育て推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則 (平成15年10月10日)

この要綱は、平成15年10月10日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年5月14日)

この要綱は、平成16年5月14日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月16日)

この要綱は、平成20年4月16日から施行する。

附 則 (平成20年10月8日)

この要綱は、平成20年10月8日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日要綱第42号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月30日要綱第88号)

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日要綱第95号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

総合政策部長、行政管理部長、財務部長、市民生活部長、産業文化スポーツ部長、子ども家庭部長、福祉保健部長、保健医療担当部長、まちづくり部長、基盤整備担当部長、環境下水道部長、ごみ減量化担当部長、公営競技事業部長、会計管理者、教育委員会事務局教育部長及び議会事務局長

別表第2 (第6条関係)

総合政策部企画政策課長、総合政策部男女平等参画課長、財務部財政課長、市民生活部生活安全課長、産業文化スポーツ部産業観光課長、産業文化スポーツ部スポーツ振興課長、子ども家庭部子育て推進課長、子ども家庭部子ども家庭支援センター長、子ども家庭部子ども育成課長、子ども家庭部保育課長、子ども家庭部保育振興担当主幹、福祉保健部障害福祉課長、福祉保健部生活福祉課長、福祉保健部健康推進課長、まちづくり部まちづくり推進課長、まちづくり部交通対策課長、教育委員会事務局教育部指導課長、教育委員会事務局教育部教育支援課長、教育委員会事務局教育部生涯学習推進センター長及び図書館長

3. 児童の権利に関する条約

平成6年5月16日
条約第2号

前文

この条約の締約国は、国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかけがえのない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーブ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、極めて困難な条件下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別な配慮を必要としていることを認め、児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条

- 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条

- 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。

2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第9条

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場において必要となることがある。
- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づきいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
- 4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第10条

- 1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。
- 2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限のみ従う。

第11条

- 1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
- 2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第15条

- 1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため、民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第16条

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、
- (a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿った情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。
 - (b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
 - (c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
 - (d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。
 - (e) 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

第18条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は

場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第 19 条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1 の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに 1 に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第 20 条

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1 の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2 の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアール、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な考慮を払うものとする。

第 21 条

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

- (a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。
- (b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。
- (c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
- (d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- (e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

第 22 条

- 1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。
- 2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1 の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

第 23 条

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別な養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2 の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第 24 条

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜が与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1 の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
 - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
 - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
 - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
 - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。

- (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
 - 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第 25 条

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

第 26 条

- 1 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。
- 2 1 の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

第 27 条

- 1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
- 3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1 の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
- 4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

第 28 条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第 29 条

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1 に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第 30 条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は先住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は先住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第 31 条

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第 32 条

- 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
 - (a) 雇用に認められるための 1 又は 2 以上の最低年齢を定める。
 - (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
 - (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第 33 条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

第 34 条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。

このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第 35 条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

第 36 条

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

第 37 条

締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- (b) いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。
- (c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。
- (d) 自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

第 38 条

- 1 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。
- 2 締約国は、15 歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
- 3 締約国は、15 歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15 歳以上 18 歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。
- 4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第 39 条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

第 40 条

- 1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことができるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。
- 2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。
 - (a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作爲又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。
 - (b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
 - (i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
 - (ii) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護士その他適当な援助を行う者を持つこと。
 - (iii) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護士その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。
 - (iv) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
 - (v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。
 - (vi) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。
 - (vii) 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。
- 3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。
 - (a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。
 - (b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。
- 4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

第 41 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法律
- (b) 締約国について効力を有する国際法

第 2 部

第 42 条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

第 43 条

- 1 この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。
- 2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた 10 人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入れる。
- 3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月以内に行うものとし、その後の選挙は、2 年ごとに行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 4 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。
- 5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。これらの会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
- 6 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち 5 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 5 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 7 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を任命する。
- 8 委員会は、手続規則を定める。
- 9 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。
- 10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として毎年 1 回会合する。委員会の会合の期日は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定し、必要な場合には、再検討する。
- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。
- 12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

第 44 条

- 1 締約国は、(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 2 年以内に、(b) その後は 5 年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進捗に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。
- 2 この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を含める。
- 3 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1 (b) の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。
- 4 委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。
- 5 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて 2 年ごとに国際連合総会に提出する。
- 6 締約国は、1 の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

第 45 条

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- (a) 専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。
- (b) 委員会は、適当と認める場合には、技術的な助言若しくは援助の要請を含んでおり又はこれらの必要性を記載している締約国からのすべての報告を、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び提案がある場合は当該見解及び提案とともに、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に送付する。
- (c) 委員会は、国際連合総会に対し、国際連合事務総長が委員会のために児童の権利に関連する特定の事項に関する研究を行うよう同事務総長に要請することを勧告することができる。
- (d) 委員会は、前条及びこの条の規定により得た情報に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国から意見がある場合にはその意見とともに国際連合総会に報告する。

第 3 部

第 46 条

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

第 47 条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第 48 条

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第 49 条

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目に効力を生ずる。

第 50 条

- 1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から 4 箇月以内に締約国の 3 分の 1 以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。
- 2 1 の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の 3 分の 2 以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。
- 3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第 51 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

第 52 条

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後 1 年で効力を生ずる。

第 53 条

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

第 54 条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

4. 子供の貧困対策に関する大綱

令和元年 11 月

～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～

第1 はじめに

(「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定と改正)

- 明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意の下、平成 25 年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年・法律第 64 号。以下「法律」という。)が成立した。これを受け、子供の貧困対策に関する大綱(平成 26 年8月閣議決定。以下「前大綱」という。)において、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供たちの育成環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子供の貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げ、政府では様々な取組を進めてきた。
- さらに、令和元年6月、議員提出による子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第 41 号)が成立した。同法による改正後の法律では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記された。また、市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されるとともに、子供の貧困対策に関する大綱の記載事項として子供の貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項が追加された。

(新たな大綱案作成の経緯)

- 政府は、平成 30 年 11 月、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、令和元年度内を目的に、新たな子供の貧困対策に関する大綱の案の作成を行うとともに、新たな大綱の案の作成に資するよう、子供の貧困対策に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)において、諸施策の進捗状況を把握し、幅広く意見を聴取することを決定した。これを踏まえ、有識者会議において、計6回にわたり、貧困の状況にある子供及びその保護者を含め幅広く関係者から意見聴取を行い、様々な議論がなされた結果、令和元年8月に「今後の子供の貧困対策の在り方について」が提言された。
- 提言においては、前大綱に基づき各種の支援が進捗したこと、子供の貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたことや子供の貧困に対する社会の認知が一部で進んできたこと等については評価された。
- 他方で、現場には今なお支援を必要とする子供やその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあるなど、その状況は依然として厳しいこと、各地域で子供の貧困対策として様々な取組が広がる一方で、地域による取組の格差が拡大してきたこと等について指摘がなされた。
- 政府としては、この提言を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図った上で、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成した。

(新たな大綱の策定の目的)

- 日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。改正後の法律を踏まえると、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要がある。
- 貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。そうした中で、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。
- こうした基本的な考え方の下、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに新たな「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「本大綱」という。)を策定する。

第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

1 分野横断的な基本方針

(1) 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。

- 子供の貧困対策は、改正後の法律の目的規定(第1条)を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るために、子供の現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子供が前向きな気持ちで夢や希望を持ち、我が国の将来を支える人材に成長していけるようにすることが重要である。

- ・少子高齢化が進行する我が国においては、国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていきけるようにすることが、活力ある日本社会の創造に直結するものとして、子供のことを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていく。

(2) 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。

- ・子供の貧困対策を進めるに当たっては、子供の心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいく必要がある。また、乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校段階へと、子供のライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要である。さらに、子供が高校や大学等への進学を実現した後も、中途退学等により就業や生活の場面で困難を来す場合もあることから、子供の社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築することが必要である。
- ・そのため、母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援、保護者の就労・生活支援等が有機的に連携するとともに、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関連機関における情報の共有、連携の促進を図る。

(3) 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。

- ・貧困の状況にある子供やその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用しづらい等の状況も見られる。
- ・こうした子供たちや家庭を早期に発見し、早期に対策を講じていくため、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化の推進等必要な体制づくりを引き続き進めていく。
- ・また、支援に当たっては、親の健康状態の悪化により家庭が貧困の状況に置かれたり、家族の世話に追われる子供がいる、子供やその親に障害があったり、外国籍であるなどにより日本語が不自由であるなど、困窮層は多様であることに留意する。

(4) 地方公共団体による取組の充実を図る。

- ・子供の貧困対策の推進のためには、国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画していく必要があるが、中でも個別の子供に関する情報を多く保有する地方公共団体の役割は重要である。
- ・生まれた地域によって子供の将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画の策定を促すとともに、地域の実情を踏まえた取組の普及啓発を積極的に進めていく。
- ・市町村においては、福祉や教育等の取組の過程で得られた個別の子供の状況に関する情報を活用することにより、支援を要する子供を広く把握し、効果的に支援へつなげていけるよう、また都道府県においては、情報把握のサポートや連携、効果的な取組の広域展開が進むように支援していく。

2 分野ごとの基本方針

(1) 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。

- ・家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。
- ・学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、地域において支援に携わる人材やNPO等民間団体等が中核となって放課後児童クラブや地域福祉との様々な連携を生み出すことで、苦しい状況にある子供たちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。
- ・また、将来の貧困を予防する観点から、高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートを強化するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

(2) 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。

- ・子供の心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要である。しかしながら、貧困の状況にある家庭や子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。
- ・このような社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、子供及びその保護者との交流の機会等にもつながる居場所づくりの支援等、生活の安定に資するための支援を実施する。また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

(3) 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。

- ・保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援を講じていく。保護者が社会から孤立して働けない場合は、自ら

の暮らしの見通しを立てる中で自立に向けた働き方を考えられるように支援する。

- 保護者の就労支援に当たっては、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保に努める。
- また、ひとり親のみならず、ふたり親世帯についても、生活が困難な状態にある世帯については、親の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。

(4) 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。

- 経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から重要である。ただし、子供に支援を届ける方法としては現物給付がより直接的であることや、子供の育ちに影響を与える家庭環境としては、金銭面だけでなく、親の働き方や子供との関わり方等の要素も大きいことも踏まえ、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めていく。
- また、家庭の経済的困窮については、そもそも把握が難しいこともあることから、地方公共団体が、内部で保有する様々な情報の活用や関係機関との連携により、支援が必要な世帯を把握していくことを促していく必要がある。

(5) 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。

- 子供の貧困対策の推進に当たっては、対策に関わる当事者だけでなく、社会全体が子供の貧困に対する理解を深めることが欠かせない。
- 前大綱策定以来、子供の貧困に対する国民の認知は広がってきたが、子育てや貧困は家庭の自己責任という考え方も未だ根強く存在している。このため、まずは、行政、学校、保健福祉等の機関が率先して、子供の貧困が社会全体で受け止めて取り組むべき課題であることをより一層明確に位置付けていく。
- さらに、国全体で子供を応援するという機運を高め、どんな環境にあっても前向きに伸びようとする子供たちを支援する環境を社会全体で構築するため、国民運動として、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働を積極的に進める。

(6) 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

- 改正後の法律では、施行後5年を目途として、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第2項）。
- このことを踏まえ、本大綱では、今後5年間において政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

第3 子供の貧困に関する指標

(以下略)

5. 内包する計画の指針等の概要

[1] 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」から必要箇所を抜粋

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

・市町村及び都道府県は、法の理念及び子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、計画を作成すること。

2 子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等

・計画の策定に当たっては、担当部局の一元化など関係部局間の連携を促進し、必要な体制の整備を図ること。

(一)市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

(二)子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見の聴取(三)市町村間及び市町村と都道府県との間の連携

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

(一)現状の分析

(二)現在の利用状況及び利用希望の把握

4 計画期間における数値目標の設定

5 住民の意見の反映

6 他の計画との関係

・子ども・子育て支援事業計画は、地域福祉計画、教育振興基本計画、自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する計画)、障害者計画、市町村整備計画(児童福祉法に基づく保育所等の整備に関する計画)の子ども・子育て支援に関する事項を定めるもの並びに放課後子どもプラン事業計画その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとする必要がある。

・他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であって、子ども・子育て支援事業計画と盛り込む内容が重複するものについては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして作成して差し支えない。

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

・市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要がある。

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一)各年度における教育・保育の量の見込み

・市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定める。その際、次に掲げる区分ごとに、必要利用定員総数を定めること。また、地域の実情に応じた見込量を定めるとともに、必要利用定員総数の算定に当たっての考え方を示すことが必要である。

・満三歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満三歳未満の子どもの利用定員数の割合(以下「保育利用率」という。)について、計画期間内における目標値を設定すること。

(二)実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一)地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

- ・市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。
- ・地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要である。

(二)実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

- ・幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方を記載すること。
- ・幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項を定めること。
- ・質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策を定めること。
- ・教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、市町村におけるこれらの連携の推進方策を定めること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - (一)児童虐待防止の充実
 - (二)母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進(三)障害児施策の充実等
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - (一)仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し(長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む)
 - (二)仕事と子育ての両立のための基盤整備

四 都道府県子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

-省略-

五 都道府県子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

-省略-

六 その他

- 1 子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
 - ・法の施行日(平成 27 年4月1日)の半年前におおむねの案を取りまとめる必要がある。
- 2 子ども・子育て支援事業計画の期間
 - ・法の施行日から5年を1期として作成。
- 3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価
 - ・市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況(認可等の状況を含む。)や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。
- 4 子ども・子育て支援事業計画の公表
 - ・市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出するほか、これを公表すること。
- 5 東日本大震災による被害が甚大であった地方公共団体における子ども・子育て支援事業計画の作成等の取扱いについて

[2] 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画

行動計画策定指針(平成二十六年十一月二十八日)から抜粋

三 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項

1 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たっての基本的な視点

- (1) 子どもの視点
- (2) 次代の親の育成という視点
- (3) サービス利用者の視点
- (4) 社会全体による支援の視点
- (5) 仕事と生活の調和の実現の視点
- (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点
- (7) 全ての子どもと家庭への支援の視点
- (8) 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点
- (9) サービスの質の視点
- (10) 地域特性の視点

2 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たって必要とされる手続

- (1) 現状の分析
- (2) 多様な主体の参画と情報公開

3 市町村行動計画及び都道府県行動計画策定の時期等

- ・市町村行動計画等は五年ごとに、五年を一期として策定するものとされている。一回目に策定される市町村行動計画等(前期計画)については、平成二十七年度から平成三十一年度までを計画期間として策定することが望ましい。
- ・また、二回目に策定する市町村行動計画等(後期計画)については、前期計画に係る必要な見直しを平成三十一年度までに行った上で、平成三十二年度から平成三十六年度までを後期計画の期間として策定することが望ましい。

[3] 児童福祉法に基づく市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）

市町村整備計画に定める事項

- 一 保育提供区域ごとの当該保育提供区域における保育所等の整備に関する目標及び計画期間
- 二 目標を達成するために必要な保育所等を整備する事業に関する事項
- 三 その他(計画の名称、計画の区域など)

[4] 「健やか親子21（第2次）」を基本とした母子保健計画

「健やか親子21（第2次）」では、10年後に目指す姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」として、すべての国民が地域や家庭環境等の違いにかかわらず、同じ水準の母子保健サービスが受けられることを目指しています。

従来の「健やか親子21」で掲げてきた課題を見直し、現在の母子保健を取り巻く状況を踏まえて3つの基盤課題を設定しました。また、特に重点的に取り組む必要があるものを2つの重点課題としています。

<基盤となる課題>

- A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
- C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

<重点的な課題>

- ① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援
- ② 妊娠期からの児童虐待防止対策

[5] 子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画

子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年七月八日法律第七十一号）抜粋

（都道府県子ども・若者計画等）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

＜施策の基本的方向＞（子ども・若者ビジョンより）

- 1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援
 - (1)自己形成支援
 - (2)社会形成・社会参加支援
 - (3)健康と安心の確保
 - (4)若者の職業的自立、就労等支援
- 2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援
 - (1)困難な状況ごとの取組
 - ①ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等
 - ②障害のある子ども・若者の支援
 - ③非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等
 - ④子どもの貧困問題への対応
 - ⑤困難を有する子ども・若者の居場所づくり
 - ⑥外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援
 - (2)子ども・若者の被害防止・保護
- 3 社会全体で支えるための環境整備
 - (1)環境整備
 - ①家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
 - ②多様な主体による取組の推進
 - ③関係機関の機能強化、地域における多様な担い手の育成
 - ④子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応
 - (2)大人社会の在り方の見直し

[6] 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画

＜自立支援策の概要＞（母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針より）

- ①子育て支援、生活の場の整備
 - ・母子自立支援員による相談支援
 - ・ヘルパーの派遣による子育て、生活支援
 - ・保育所等の優先入所
 - ・学習ボランティア派遣等による子どもへの支援
 - ・母子生活支援施設の機能の拡充 など
- ②就業支援策
 - ・母子自立支援プログラムの策定等、ハローワーク等との連携によるきめ細やかな就職支援の推進
 - ・母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
 - ・母子家庭の能力開発等のための給付金の支給 など
- ③養育費の確保策
 - ・養育費相談支援センター事業の推進

- ・母子家庭等就業・生活支援センター等における養育費相談の推進
- ・「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

④経済的支援策

- ・児童扶養手当の支給
- ・母子寡婦福祉貸付の貸付 など

〔7〕 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村子どもの貧困対策計画

1 子どもの貧困対策大綱

・4つの分野横断的な基本方針

- ① 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- ② 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- ③ 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- ④ 地方公共団体による取組の充実を図る。

・分野ごとの基本方針

- ① 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- ② 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- ③ 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- ④ 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- ⑤ 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- ⑥ 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン
令和2（2020）年8月発行

編集・発行 立川市 子ども家庭部 子育て推進課
〒190-8666 東京都立川市泉町 1156-9
電話 042-523-2111(代表)
FAX 042-528-4356

